

定 款

昭 26. 5. 1 制定
昭 26. 10. 29 変更
昭 27. 11. 24 変更
昭 28. 5. 29 変更
昭 29. 10. 25 変更
昭 30. 10. 27 変更
昭 33. 5. 30 変更
昭 34. 11. 26 変更
昭 35. 5. 27 変更
昭 37. 5. 29 変更
昭 47. 5. 29 変更
昭 50. 5. 28 変更
昭 52. 12. 20 変更
昭 54. 6. 29 変更
昭 57. 6. 28 変更
平 3. 6. 27 変更
平 6. 6. 29 変更
平 10. 6. 26 変更
平 13. 6. 28 変更
平 14. 6. 27 変更
平 15. 6. 27 変更
平 16. 6. 29 変更
平 17. 6. 29 変更
平 18. 6. 29 変更
平 21. 6. 26 変更
平 27. 6. 25 変更
令 1. 6. 26 変更
令 2. 6. 25 変更
令 4. 6. 28 変更

北 陸 電 力 株 式 会 社

北陸電力株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 本会社は、北陸電力株式会社と称する。英文では、Hokuriku Electric Power Company と表示する。

(目 的)

第 2 条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気事業
- (2) 電気機械器具および蓄熱式空調設備・給湯装置その他の電気の効率利用に資する設備の製造、販売、賃貸、設置、運転および保守
- (3) 蒸気、温水、冷水等による熱供給事業
- (4) ガス供給事業
- (5) 情報処理サービスおよびソフトウェアの開発ならびに電気通信事業法に定める電気通信事業
- (6) 不動産の売買、賃貸借および管理
- (7) 一般廃棄物、産業廃棄物の処理および再利用ならびにその再生品の販売
- (8) 土木建築工事の調査、設計、施工および監理
- (9) 前各号および環境保全に関するエンジニアリング、コンサルティングならびに技術ノウハウの販売
- (10) 経営上必要と認める他の会社への投資
- (11) 前各号に付帯関連する事業

(本店の所在地)

第 3 条 本会社は、本店を富山市に置く。

(機 関)

第 4 条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 本会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、富山市において発行する北日本新聞、東京都において発行する日本経済新聞および大阪市において発行する産経新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 本会社の発行可能株式総数は、4億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 本会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 剰余金の配当を受ける権利など会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3) 単元未満株式の買増し請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 本会社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを本会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 本会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託する。

(株式の取扱)

第12条 株主権の行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または定款の定めのほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(基準日)

第13条 本会社は、毎年3月31日現在の株主名簿に記録された最終の株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項その他定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、あらかじめ公告のうえ、一定の日現在の株主名簿に記録された株主または質権者をもって、その権利を行使することができる株主または質権者とする。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第14条 本会社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要あるごとに、取締役会の決議に基づき社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

(電子提供措置等)

第14条の2 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議 長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに任ずる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(普通決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(特別決議の方法)

第17条 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名に委任して、その議決権を行使することができる。この場合においては、本会社に委任状を提出するものとする。

(株主総会の議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第20条 本会社に取締役15名以内を置く。

(選 任)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権のうち3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(任 期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の構成および招集)

第23条 取締役会は、取締役をもって構成する。

2 取締役会は、社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

3 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役および各監査役に対し発するものとする。

4 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の議長)

第24条 取締役会の議長は、社長がこれに任ずる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の権限)

第25条 取締役会は法令または定款に定める事項のほか、本会社の業務執行を決定する。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

2 本会社は、取締役会の決議事項について当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行うものとする。

(役付取締役および代表取締役)

第28条 取締役会はその決議をもって、社長1名を選定し、なお、副社長若干名を選定することができる。

2 社長は、これを代表取締役とする。

3 取締役会はその決議をもって、前項のほか、更に代表取締役を選定することができる。

(役付取締役の業務執行)

第29条 社長は、取締役会の決議に基づき本会社の業務を統轄する。

2 副社長は、社長を補佐し、本会社の業務を執行する。

3 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がその職務を代行する。

(会 長)

第30条 取締役会は、その決議をもって、会長1名を選定することができる。

2 会長は、これを代表取締役とし、取締役会の決議に基づき本会社の業務を総理する。

3 会長を置いた場合には、社長は会長を補佐し、本会社の業務の執行を統轄する。この場合には第14条、第15条、第23条および第24条中「社長」とあるのは、「会長」と読み替えるものとする。

(相談役)

第31条 本会社に相談役若干名を置くことができる。

2 相談役は、取締役会の決議をもって委嘱する。

(取締役の責任免除)

第32条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項に関する取締役の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第33条 本会社に監査役5名以内を置く。

(選 任)

第34条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権のうち3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠のため選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

(監査役会の構成および招集)

第36条 監査役会は、監査役をもって構成する。

2 監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対し発するものとする。

3 監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行うものとする。

(常勤監査役)

第39条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役の責任免除)

第40条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に関する監査役の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第41条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当および中間配当)

第42条 剰余金の配当は、3月31日現在の株主名簿に記録された最終の株主または質権者に支払うものとする。

2 本会社は、9月30日現在の株主名簿に記録された最終の株主または質権者に対し、取締役会の決議により、中間配当を支払うことができる。

(除斥期間)

第43条 剰余金の配当および中間配当は、その支払開始の日から起算して5年以内に受領のないときは、本会社は支払の義務を免れるものとする。

附 則

第1条 変更前定款第14条の2(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第14条の2(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条の2はなお効力を有する。

3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。